

会議録

会議の名称	西東京市産業振興検討懇談会（第4回）
開催日時	平成17年11月2日（水） 午前9時30分から11時30分まで
開催場所	田無庁舎1階 102会議室
出席者	（委員）板橋座長、鶴田副座長、嶋田委員、高崎委員 山崎委員、北川委員、黒羽委員、桑原委員 （講師）内田世田谷区商業課長 （事務局）神作市民生活部長、崎森産業振興課長 坂本課長補佐、神保主事
議題	先進自治体（世田谷区）との意見交換 （仮称）商工業振興基本条例（案）について
会議資料の名称	・資料11 世田谷区関係資料 ・資料12 西東京市商工業振興基本条例（案）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>先進自治体（世田谷区）との意見交換 世田谷区産業振興基本条例について（講義）</p> <p>事務局： 本日は、産業振興条例について、先進的な取り組みをされている世田谷区の担当課長にお越しいただいた。まず制定及び改正に至った経緯、条例の効果等についてお話しただき、その後、意見交換をしていただきたいと思います。</p> <p>講師： 「世田谷区産業振興基本条例」は、全国初の商店街への加入促進条例とも言われている。</p> <p>条例が改正されるに至った背景を知っていただくために、まず世田谷区の概要からお話ししたい。</p> <p>世田谷区は、住宅都市である。一方で、下北沢のように、若者が集うまちも包含している。JRは通っておらず、私鉄駅前に商店街が広がっているという状態だ。</p> <p>人口は80万人強、面積は58平方キロメートルだ。高齢化が進んでおり、65歳以上の人口が17パーセント以上を占める。用途地域のうち、商業が全体の1.6パーセントで、それほど多くはない。商業地域の主要なものは、大きな駅付近と区内にいくつか通っている国道沿いに広がる路線商業だ。近隣商業は約6パーセントである。</p> <p>産業には、工業、農業もあるが、準工業地域は非常に少なく、全体の1.1パーセントだ。全国的な傾向だと思うが、マンションが多く建設されている。</p> <p>農業については、もともと農村地帯だったが、都市における農地は、貴重なオープンスペースで良好な都市環境に寄与している。</p> <p>世田谷区の一般会計予算は2,087億円強、そのうち、産業振興関係の予算が約14億円だ。</p>	

講師：

それでは、条例を改正するに至った経緯について述べたい。

区としても商店街が衰退しているという認識があり、また商店街連合会からの要望もあった。

商店街が条例改正を要望した背景として、外的な要因、内的な要因がある。

外的な要因としては、コンビニエンスストアや大規模小売店舗等も含め個店間の競争激化、世田谷区内だけでなく近隣との競争激化が挙げられよう。全国的にも小売店が減少傾向である。

内的な要因としては、後継者不足等が挙げられる。

商店街は、商売を行う機能だけでなく、地域の賑わいの場でもあり、盆踊り大会等のイベントの実施や、街路灯を設置する等、地域に貢献している。

イベントの実施にあたっては、企画、宣伝、設営、撤去に至るまでの全てを商店街等が行う。しかしながら、小売店の減少に伴い商店街は縮小傾向にある上に、商店街に加入していない事業者の割合が多くなってきて、ますます商店街の負担も大きくなっている。商店街のエリア内において事業を営んでいる方に、何らかの負担なり協力をしていただかないと、地域貢献のために行うイベント等の実施も困難になりつつある。

そこで、改正にあたっては、当初、商店街加入を義務づける強制力を持った条例にできないかを検討した。しかし、商店街振興組合法でも加入、脱退の自由が認められており、弁護士とも相談をしたが、条例で加入を義務づけるのは法的に困難であるという結論に達した。そこで、加入を努力義務にするにとどまったわけだが、果たして努力義務でどれほどの効果につながるのか疑問の声もあった。

結果的に、加入を強制にせず、「努力義務」にしたことは適切であったと、区及び商店街も考えている。なぜならば、条例で強権的に加入を義務づけて負担、協力を強いるより、現在商店街に加入していない事業者の方に加入していただき、一緒に地域貢献していこうというのが目標であるからだ。

次に具体的な改正点について述べたい。資料11「世田谷区関係資料」の1ページをご覧いただきたい。世田谷区産業振興基本条例第2条に規定される基本方針の第2項第1号で商店街を「地域の核としてにぎわいと交流の場」と位置づけている。これに基づいて、第4条の第2項、第3項を追加する改正を行った。

改正にあたっては、議会の議決を要するわけだが、51名の議員のうち、反対は2名であった。反対の主な意見は、商店街のような任意団体に加入を努力義務化するのはどうか、一部政治的な活動をしている商店街も見受けられるが、そのような商店街に加入を促すのはいかがかというものであった。

新聞等のマスメディアは、この改正について、先進的な取り組みで、効果に期待したいという内容で、好意的な反応であった。

「世田谷区産業振興基本条例」は平成15年12月改正、平成16年4月施行とし、約3箇月の周知期間を設けた。その間、コンビニエンスストア等の事業所本部や区内で営業している未加入の事業所約500箇所に対し、区長名で改正の内容及び協力について通知を送り、周知を図った。ここまでが行政の役割であり、その後は、商店街の役割である。

条例改正後の商店街の取り組みについて述べたい。商店街会費の使途を明瞭にすること、街路灯の整備等のハード面も含め、商店街がまちに果たす役割について説明をすることを徹底的に行った。

効果としては、1年間で約470店舗、今年度の第1四半期に約100店舗が新規に商店街に加入した。小売店は減少しており、新規加入数に相当するくらいの廃業がある。対策を何もしなければ、加入数は落ち込むところだが、条例を改正したことで、全体的に見れば、その落ち込みを食い止めたという印象である。

講師：

平成16年度は、世田谷区商店街連合会、世田谷区商店街振興組合連合会主催の商店街加入促進大会を区も後援し、2回開催した。大会で、商店街に加入した全国チェーン店等の表彰を行った。

世田谷区が商店街の振興に熱心に取り組むのは、それが、区民生活の利便性の向上等、地域に貢献しているためである。したがって、商店街は、税金を用いて区が支援を行うことについて、区民の理解が得られるよう、地域貢献することも求められる。例えば、明大前商店街振興組合では、商店街自警団「明大前ピースメーカーズ」を立ち上げ民間の交番を設置し、地域の安心・安全まちづくりに貢献している。

質疑応答・意見交換

座長：

条例制定の目的は、商店街への加入促進か。

講師：

商店街は、まちの賑わいに貢献しており、ある意味では公共的な役割を果たしている。商店街の規模が小さくなると、公共的な役割を果たすことが困難になる。商店街が公共的な役割を果たすためにも、商店街に協力をしていただきたいということだ。

A委員：

商店街に加入していない事業者からの反発はなかったのか。

講師：

これまでは、商店街の活動内容、商店街費の使途が明確でないという不満があり、そのため、活動内容や使途を説明し、明らかにすることからスタートし、解消することができた。

しかし、商店街に加入し会費を負担することと、自分の商売の利益につながるかは別の話だ。「自分の商売の利益につながらないものは負担しない」という考え方の事業者に説明し、商店街に加入していただくことが課題である。

座長：

従来からの地元商店の加入率も減少しているのか。

講師：

廃業以外に特に大きな変化はないと認識している。

C委員：

世田谷区の自治会、町会の状況はどうか。

講師：

全世帯の約半数が、自治会、町会に加入している。

しかし、地域との関わりを望まない方も多く、自治会、町会の高齢化が進み、次の担い手がいないのが悩みではある。

大学、高校等が存続するためには地域に密着する必要があるとあり、商店街と連携することが多い。中には、商店街と連携して事業を行うことについて、授業の一環として認める場合もあるようだ。

A委員：

商店街の活性化のためには、資金や後継者が不可欠だと思う。高齢化が進み、個店が減少しているのが全国的な傾向だと思うが、個店に対する支援策は。

講師：

全国チェーン店や、大規模小売店舗等は、消費者に支持されている面もある。したがって、これらを排除するのではなく、個店とよい意味で競争、共存できればよいと思う。

講師：

創業支援策として融資あっせん事業や「創業支援塾」を行っている。「創業支援塾」では、中小企業診断士の方等による創業に必要なノウハウ、経営知識等についての講習会や、個別の支援、相談等に応じている。

A委員：

「創業支援塾」の受講者の、世田谷区での開業率はどうか。

講師：

数値は把握していないが、「創業支援塾」の受講生は、創業するという目的意識が高いと聞いている。

下北沢などでは、空き店舗になっても、すぐに次の店が開業する。しかし、必ずしも前の店と同業種が開業するわけではなく、商店街の業種構成は変化しているようだ。

座長：

区内の店舗総数は。

講師：

区商店街連合会加盟店は、約8,000である。

座長：

四半期毎に約100店廃業するのか。

講師：

代々続いていた店が廃業するというより、ビルのテナントにあった店舗が廃業することが多いのではないかと。空いたテナントには、別の店が開業するので、完全に「店」が無くなるというわけではない。

事務局：

条例改正後、商店街の加入促進のための勧誘活動については、商店街の役割だと伺ったが、商店街連合会や、商工会議所、行政等の果たした役割、関わりについて詳しくお聞かせ願いたい。

講師：

区では、コンビニエンスストア等の事業所本部や区内で営業している未加入の事業所約500箇所に対し、区長名で改正の内容及び協力について通知を送り、周知を図った。

商店街は、組織的に取り組むことが重要だ。商店街を4地区に分け、地区ごとに委員会を作った。委員会では、加入促進の計画を立てた。さらに、新規開業したテナントを、すぐ商店街に加入するよう勧誘することが重要なので、不動産業者に協力していただいた。

事務局：

商店街の会費が、加入促進の弊害にはならなかったか。

講師：

会費は、商店街によって異なる。店舗の面積、立地条件、業種等、会費の算出方法も商店街によって異なる。その意味で、個店への加入促進の勧誘は、商店街が行った。

事務局：

お話を伺うと、条例制定後、商店街自身の努力がかなり必要だと感じる。

条例に、「世田谷区中小商工業振興対策委員会」が規定されているが、その開催状況、取り組みは。

講師：

諮問事項が決定していないため、今年度はまだ開催していない。これまで、融資あっせん制度のあり方や中小商工業振興への新たな取り組みについて諮問を行ってきたところである。

事務局：

最後に、既存の事業以外に、今後の目指す方向性や、取り組みたいことがあれば、お聞かせ願いたい。

講師：

2つある。

まず1つは、「安心、安全なまちづくり」だ。警視庁の発表によると、世田谷区は犯罪が多いので、最重要課題だ。したがって、防犯パトロール等も含め、商店街、自治会等と連携して、犯罪の発生しにくいまちづくりをしたい。

2つ目は、将来的に、商店街活動にとどまらず、商店街がNPO法人を立ち上げる等によって、商店街活動の幅が広がる仕組みができればよい。例えば、放置自転車の整理を受託する等、地域貢献のための活動を期待する。

座長：

以上をもって質疑応答・意見交換を終了とする。ありがとうございました。

第3回会議録の確認

・訂正なし

(仮称)商工業振興基本条例(案)について

事務局：

資料12 西東京市商工業振興基本条例(案)について説明

座長：

第3条第7号にある「地域経済団体」の定義について、「商工会等」とあるが、現在西東京市には、商工会以外に地域経済に資する活動を行う団体はあるのか。

事務局：

現在はない。将来的にそのような活動を行う団体が出てくるかもしれないことも視野に入れて「商工会等」とした。

座長：

「商工会等」とすることによって、意味する範囲がかなり拡大され、支障が出てくるのではなからうか。「地域経済団体」については、どのように定義すればよいか、今後検討しよう。

第3条第4号にある「商店街」については、商店街と商店会を区別した方がよいのではないか。商店街は商店が集積するエリアを指し、商店会は商店が集積する組織を意味するように思う。

C委員：

第4条第2項について、「騒音等周辺の生活環境の悪化の防止」とあるが、悪化の防止だけでなく「改善」も付け加えた方がよい。

D委員：

第4条第2項に「交通渋滞等周辺住民の利便の確保」とあるが、意味が分かりづらい。交通渋滞の緩和、または改善とした方が具体的で分かりやすい。

F委員：

第4条第2項にある役割については、商店街等だけではできないものもあるのではないかと思う。したがって、商店街等の役割を補完するという意味で、第4条第4項にある市及び地域経済団体の役割として、第4条第2項にある役割を果たすために必要な支援を、付け加えた方がよいのではないか。

また、第4条で具体的に言及されていない商店街等の役割についても、市や地域経済団体が補完するための支援を行うことについて、付け加えた方がよりよいのではないか。

座長：

例えば「その他当条例の目的を達するために必要な支援」を第4条第4項に付け加えるとよい。

G委員：

例えば、商店街が設置する街路灯について市が補助を行うことについては、条例で触れなくてよいのか。

事務局：

事業の執行については、予算が必要であり、最高規範である条例で具体的な事業について定めるということは、通常行わない。商工業の振興について大まかに条例で定めて、具体的には下位規範である要綱等で定めるということが一般的だ。

G委員：

条例案の検討にあたっては、現在、市が行っている支援策や事業について知る必要がある。

座長：

では、次回の懇談会において、その資料を用意してほしい。

また、次回までに、商工業振興についての具体的な提言について、各自考えてきていただきたい。

次回日程の確認 11月25日（金）午前9時30分から イング第3会議室